

### ① 関係学会について

医科診療報酬 J027 高気圧酸素治療 の通知(6)に「関係学会より留意事項が示されている」とありますが、ここで指す「関係学会」とは、貴会のことでお間違いございませんか？  
また、貴会以外に関係学会は複数ございますか？

A.関連学会としては、日本高気圧環境・潜水医学会（以下、当学会）となりますが、更に国内の関連学会には、日本臨床高気圧酸素・潜水医学会があります。

### ② 通知(6)に「関係学会より留意事項が示されている」の「留意事項」とは具体的にどのようなものを指しますか？

A.当学会では、高気圧酸素治療の安全性確保のため、高気圧酸素治療の安全基準を設定しています。

<https://www.jshm.net/file/anzenkijyun20191103.pdf>

わかりやすい冊子として「絵で見る高気圧酸素治療の安全基準」を、高気圧酸素治療安全協会（当学会の関連団体）から発行しております。

### ③ 専門医/専門技師について

「高気圧酸素治療の安全基準」第18条と第20条に、装置を使用する医療機関は「専門医」「専門技師」を常勤させなければならないとございますが、念のためお伺いいたします。  
高気圧酸素治療の診療報酬点数を算定するための人的要件は、以下のどれにあたりますか？

- 1 専門医、専門技師の両方の認定者が必要
- 2 専門医の認定者がいれば、専門技師は不要
- 3 専門技師の認定者がいれば、専門医は不要
- 4 その他（その他の場合は、詳細をご教示いただけますでしょうか）

A.4になります。

医科診療報酬 J027 高気圧酸素治療 の通知(6)で「高気圧酸素治療を行うに当たっては、関係学会より留意事項が示されているので、これらの事項を十分参考とすべきものである。」とあり、関係学会である当学会は安全基準で1を適切としています。しかし、質問⑤、⑥とも関連しますが、現状では、当学会の安全基準をすべて満たすことが診療報酬点数算定の必須条件とはなっていないと、当方は認識しています。

例えば、高気圧酸素治療安全協会会員名簿を見ると、専門医、専門技師不在の治療施設も存在するようです。

<https://www.jshm.net/anzenkyoukai/shisetsu/>

ただし、安全に医療を提供するとの観点からは、当学会としては、安全基準に則っていただくことが望ましいと考えています。

#### ④ 専門医/専門技師の申請資格について

現在、当センターには専門医/専門技師の申請資格（例：高気圧酸素治療装置を有する医療施設において、2年以上の高気圧酸素治療の実地経験(実務経験)を有すること等）を持つ職員が在籍していません。この場合、専門医/専門技師の認定者や、専門医/専門技師の申請資格保持者を、新たに雇用する必要がありますか？あるいは、申請資格を持たない者でも申請資格を得ることが可能な講習コース等はございますか？

A.当学会は施設認定を行っていますが、専門医、専門技師が勤務している必要があります。

<https://www.jshm.net/hbo/hboshinsei/>

専門医、専門技師認定条件は以下を参照していただければと考えますが、実務経験を有することが基本となります。

<https://www.jshm.net/test/drnintei/>

<https://www.jshm.net/test/gishinintei/>

一般的な医療施設職員の場合、申請資格を持たない者でも申請資格を得ることが可能な講習コース等はありません。

#### ⑤ 認定施設について

高気圧酸素治療の診療報酬点数を算定するためには、貴会による施設の認定が必要ですか？以下のどれにあたりますか？

- 1 施設の認定 →必要
- 2 施設の認定 →不要
- 3 その他（その他の場合は、詳細をご教示いただけますと幸いです）

A.2となります。

「関係学会より留意事項が示されているので、これらの事項を十分参考とすべきものである。」の解釈の質問と考えますが、現状では、当学会の認定施設となることが診療報酬点数算定の必須条件とは認識していません。

#### ⑥ 厚生労働省の事務連絡・疑義解釈について

私が情報収集した限りでは、施設要件や算定要件に関わる厚生労働省の事務連絡や疑義解釈は確認できませんでした。貴会で把握していらっしゃる重要事項がございましたら、ご教示いただけますと幸いです。

A. 当学会で把握している事項はありません。当学会の安全基準からどれだけ逸脱すれば診療報酬点数を算定できないかは、当学会として把握できていません。